

# バリアフリー法

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)

## 評価の目的・評価の結果等

### 評価の目的

- 平成18年12月に施行されたバリアフリー法に基づき、旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園及び建築物の一体的・総合的なバリアフリー化を促進。
- 同法附則第7条に基づき、施行後5年を経過した場合において施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる必要。

### 評価の視点

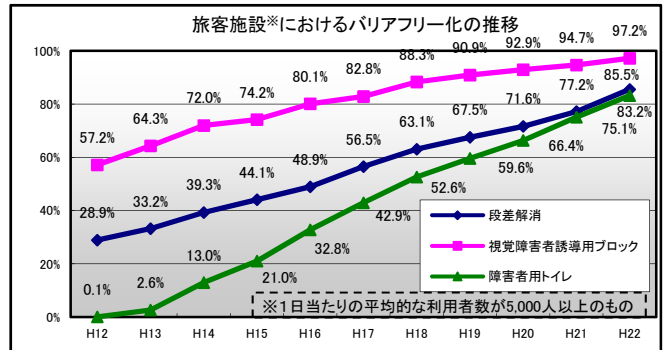
- ① バリアフリー法に基づく基本方針(告示)に定める各施設等のバリアフリー整備目標の達成状況
- ② 市町村が作成する基本構想の作成状況
- ③ 心のバリアフリーの推進

## 評価結果

### ①バリアフリー整備目標の達成状況

整備目標に照らし、バリアフリー化は着実に進捗してきているところ。

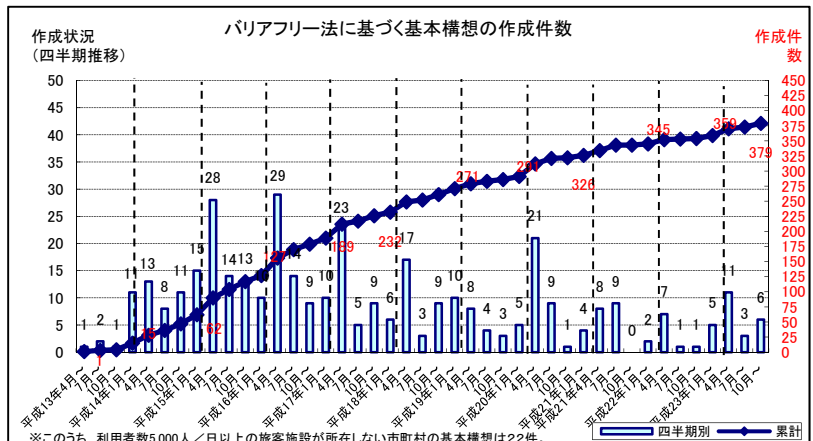
一方で、一部地方部においてバリアフリー化が十分に進捗していないほか、大都市部においては、例えば鉄道について高度なバリアフリー化への対応等が課題として顕在化している。



### ②基本構想の作成状況

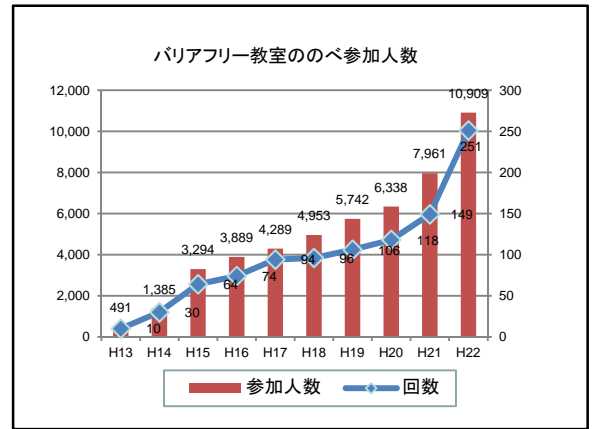
基本構想の作成数は順次増加

ただし、全国の市町村数と比較すると、十分な数の構想が作成されているとは言えない状況。



### ③心のバリアフリーの推進

「バリアフリー教室」の参加人数は順調に増加しており、公共交通事業者等においても独自の取組が行われているところ。  
 ➡ただし、「バリアフリー教室」に参加できる人数が限られているため、「心のバリアフリー」の周知度は未だ十分ではない。



### 主な課題

### 今後の対応方針

#### 【バリアフリー整備目標の達成状況】

●地方部においてバリアフリー化が十分に進捗していない地域あり。



●バリアフリー化の全国展開を一層推進するための方策について検討。

●大都市部においても様々な問題が残存しているが、例えば鉄道においては、整備困難駅への対応やホームドアの設置等、一層の高度化への対応が課題として顕在化。



●高度なバリアフリー化を促進するための方策について検討する。

#### 【基本構想の作成状況】

●全国の市町村の数に比較すると、基本構想の作成件数は十分な数に達していない。



●基本構想作成の提案制度の活用や、各市町村における基本構想作成状況の公表といった、市町村の取組を促す方策についてより一層の取組を行う。

#### 【心のバリアフリーの推進】

●「バリアフリー教室」の参加人数は増加してきているものの、心のバリアフリーの国民への周知度は未だ十分ではない状況。



●「バリアフリー教室」について、全国の小中学校をターゲットとするような取組について検討。



●公共交通事業者等において教育訓練の徹底や訓練内容の質の向上がなされるよう、事業者等に対する助言・指導等にも力を入れて取り組む。